

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
お休み、
翌日と
する)

目次

- ◇ 規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として、申出の受理があつたものとみなされるもの
- 牛の流行性感冒予防注射の実施
- ピロプラズマ病検査等の実施
- 保安林予定森林にする旨の通知
- 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公安規則

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年六月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)の一

部を次のように改正する。

第八条各号列記以外の部分中「第一号から第五号まで」を「第一号から第七号まで」に改め、同条第三号中「第九号」を「第十一号」に改め、同条中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を削り、第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 こぎ刺網漁業

七 かご網漁業

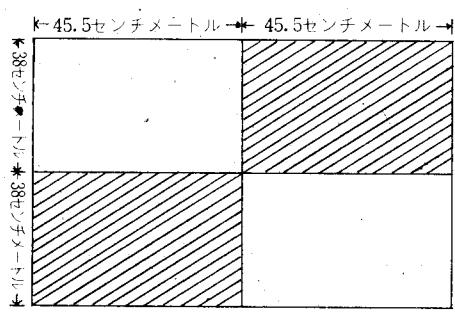
第九条第一項中「第一号から第五号まで」を「第一号から第七号まで」に改める。

第十二条第一項中「第一号から第五号まで」を「第一号から第七号まで」に改める。

第四十九条中「(機船手繰網漁業を除く。)」を「(機船手繰網漁業及び貝けた網漁業を除く。)」に改める。

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号



- 備考 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に掲載の「Z」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の鳥取県海面漁業調整規則第八条又は第十二条

第一項の規定によりしたきすこぎ刺網漁業及びかご網漁業の許可又は当

該許可の内容の変更の許可でこの規則施行の際現に効力を有するものは、

改正後の鳥取県海面漁業調整規則第八条又は第十二条第一項の規定によ

りした許可とみなす。

3 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

告 示

鳥取県告示三百五十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に
規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理が
あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに
国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年
政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年六月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五の二	昭和四十四年五月一日
石河	元魚町一丁目二九	"

鳥取県告示第三百五十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、牛の流行性感冒予
防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六
号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ず
る。

昭和四十四年六月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感冒発生予防のため

二 実施する区域 県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

乳牛。ただし、生後七月未満のもの及び分べん前後一月以内のものを
除く。

四 実施の期日 昭和四十四年六月十日から

七月三十一日まで

五 注射の方法 牛流行性感冒予防液(家衛試毒)皮下注射

鳥取県告示第三百五十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検
査、だに駆除及びびな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和
二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に

対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十四年六月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを

除く。

2 ひな白痢検査 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

2 だに駆除 BHC散布

3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日 実施区域 実施場所

六月 九日 倉吉市 富海検診場

” 十三日 関金町 大河原”

” 十八日 三朝町 木地山”

” 二十四日 ” 大谷 ”

” 二十七日 ” 中津 ”

七月 八日 倉吉市 富海 ”

” 十日 関金町 大河原 ”

ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十三日 倉吉市 各鶏舎

” 二十四日 ” ”

” 二十五日 羽合町 ”

” 二十六日 ” ”

鳥取県告示第三百五十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二廿四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年六月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字堂ノ塔六〇〇、字宮ノ谷奥六二八から六三七まで、字笹原塔七四三、七四四、七四六、字沖塔七五四から七五八まで、七五九の一、七五九の三、七六〇、七六一、字津ノ塔七七七、七七八、七八〇から七八七まで、字向平ラ七八八、字猪ノ子山ノ二 七九七の一、字猪ノ子山ノ一 七九八、字猪ノ子山八〇一、八〇二、字境ヶ谷尻リ八〇三、字境ヶ谷八〇四から八〇六まで、大字貝田字左谷八五五、字澁ヶ平ル八五六、八五七、字右谷八五八、大字美用字瀧ノ上一八六九、一八七〇、字析谷ノ一 一八七一、一八七二、字析谷ノ二 一八七三の一、一八七三の二、一八七四の一、一八七四の二、一八七五、字境ヶ谷一八

七六から一八七九まで、字ヲバ山一八八〇から一八八三まで、字中ノ祢一八八四から一八八六まで、一八八七の一、一八八七の二、字林ノ平ル一九〇六から一九〇九まで、一九一〇の二、大字大河原字大成一九三一の一、一九三一の三、一九三一の六から一九三一の三九まで、一九三四から一九三七まで、一九三九、字ツカン原一九四〇、一九四一、一九四二の一、一九四三、一九四四の一、一九四四の二、一九四五、一九四六、一九四九、一九五〇、一九五二、一九五三、字武用塔一九五四の一から一九五四の三まで、一九五五から一九六九まで、一九七〇の一、一九七〇の二、一九七一、一九七二、字三塔一九七三、一九七四、一九七六から一九九二まで、字淀平一九九三、一九九五の一、一九九五の二、一九九五の四、字上大塔一九九七、一九九八の一から一九九八の五まで、一九九九、二〇〇〇、字中ノ塔二〇〇一から二〇〇七まで、二〇〇八の一、二〇〇八の二、二〇〇九の一、二〇〇九の二、字大塔二〇一〇から二〇一六まで、二〇一七の一、二〇一七の二、字内山二〇二二から二〇三〇まで、大字御机字杉川七五八、七五九の一から七五九の三まで、七六〇の一から七六〇の三まで、七六一、字木崎七六五の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年六月三日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取公安委員会規則第七号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

湯所	茶町	本町五丁目、元魚町四丁目、茶町、川端五丁目、寿町、新品治町、田島（通称松並町及び狐川以東を除く）、西品治（通称千代町を除く）
湯所町	茶町	本町、安好町、湯所町一、二丁目、片原五丁目、相生町一、二、三、四丁目、出島の一部（狐川以東）

を

別表の鳥取県倉吉警察署の項中

湯所	茶町
湯所町	茶町
材木町、玄好町、湯所町一、二丁目、片原五丁目、相生町一、二丁目、田園町一、二、三、四丁目、青葉町一、二、三、四丁目、西品治(通称千代町を除く)	本町五丁目、元魚町四丁目、茶町、川端五丁目、壽町、新品治、田島(通称松並町を除く)、西品治(通称千代町を除く)

住吉町警察官派出所	倉吉市住吉町
倉吉市のうち 田谷、米田、下田中、駄経寺、川吉町、湊町、東町、巖城、宮、堀町一、二、三丁目、昭和町	

住吉町警察官派出所	倉吉市住吉町
倉吉市のうち 田谷、米田、下田中、駄経寺、宮川、住吉町、湊町、東町、巖城、堀町一、二、三丁目、昭和町	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に

を

に